

FASB の動向 (2016 年 2 月～2016 年 4 月)

あべ けんたろう
(前)ASBJ 専門研究員 阿部 建太郎

FAF、1 株当たり利益に関する適用後レビュー報告書を公表 (2016 年 2 月)

米国財務会計財団 (FAF) は 2016 年 2 月 24 日に、米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表した財務会計基準書 (FAS) 第 128 号「1 株当たり利益」(現在は FASB による会計基準のコード化体系 (ASC) Topic 260「1 株当たり利益」に組み込まれている。)に関する適用後レビュー (PIR) の報告書を公表した。

FAF の PIR チームは、報告書で次のとおり結論付けている。

- FAS 第 128 号は、1 株当たり利益の計算の改善・簡素化という目的を達成した。
- FAS 第 128 号は、IFRS との比較可能性を向上させた。
- 投資家は、FAS 第 128 号の要求事項に基づ

き計算されている 1 株当たり利益 (特に希薄化後 1 株当たり利益) を大いに信頼しており、また財務諸表で報告される 1 株当たり利益の情報を有用だと考えている。

- FAS 第 128 号は概して、理解可能性があり、意図されたとおりに適用されることが可能であり、信頼性をもって情報を報告することを可能としている。
- 概して、FAS 第 128 号を適用し遵守するコストは重大ではなく、FASB 及び関係者の想定どおりである。

本 PIR 報告書の全文は、FAF のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、ASU 第 2016-02 号を公表 (2016 年 2 月)

FASB は 2016 年 2 月 25 日に、リース取引に関する財務報告の改善を目的とした会計基準更新書 (ASU) 第 2016-02 号「リース (Topic 842)」を公表した。

本 ASU は、不動産、航空機及び製造設備のような資産をリースするすべての企業体が対象

になる。

本 ASU は、借手 (lessee/賃借人) に対して、リース期間が 12 か月以上となるリース取引から生じる権利及び義務 (obligation) に関する資産及び負債を、貸借対照表上、認識 (オンバランス処理) することを要求している。そ

借手の会計処理

	貸借対照表	損益計算書	キャッシュ・フロー計算書
ファイナンス・リース	使用権資産 (Right of use asset)	使用権資産の償却費用	リース負債の返済 及び
	リース負債	リース負債支払利息	リース負債の支払利息
オペレーティング・リース	使用権資産 (Right of use asset)	定額法 (straight line basis) のよる単一の	リース支払費用の支払い
	リース負債	リース費用	

の一方で、貸手 (lessor/賃貸人) に関しては、現行の米国基準である「リース (Topic 840)」の会計処理からは大きな変更はないものの、借手の会計処理モデル及び「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606)」と整合させるための改善が一部行われている。

現行の米国基準と同様に、本 ASU では、借手のリース資産及び負債の認識、測定、費用及びリースにより生じるキャッシュ・フローの表示は、主にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースの分類に基づいて行われる。一方、現行基準とは異なり、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースにおいてもキャピタル・リースと同様に、リース資産及びリース負債をオンバランス処理することを要求している。また、開示に関しては、財務諸表利用者がリースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する理解を深められるように、財務諸表において認識されてい

る金額に関する定性的及び定量的な開示を行うことが要求されている。

本 ASU は、次の企業については 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。

1. 公開企業
2. 非営利企業のうち、取引所又は店頭市場で取引、登録、値付をされている有価証券を発行している企業
3. 米国証券取引委員会に財務諸表を登録している従業員給付制度

その他の企業については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。すべての企業に対して早期適用は認められる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見覧ができる。

FASB、ASU 第 2016-03 号を公表 (2016 年 3 月)

FASB は 2016 年 3 月 7 日に、非公開会社協議会 (PCC) における議論を踏まえて、ASU 第 2016-03 号「無形資産—のれんとその他 (Topic 350)、企業結合 (Topic 805)、連結 (Topic 810)、デリバティブとヘッジ (Topic

815): 適用日と移行ガイダンス—PCC の提案」を公表した。

本 ASU は、次の ASU (以下「各 ASU」という。) の適用対象となる非公開会社に影響する可能性がある。

- ASU 第 2014-02 号「無形資産—のれんとその他 (Topic 350) : のれんの会計処理」
- ASU 第 2014-03 号「デリバティブとヘッジ (Topic 815) : 特定の変動受・固定払の金利スワップの会計処理—簡素化されたヘッジ会計のアプローチ」
- ASU 第 2014-07 号「連結 (Topic 810) : 共通支配下にあるリース契約に対する変動持分事業体に関する指針の適用」
- ASU 第 2014-18 号「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能無形資産の会計処理」

本 ASU により、各 ASU の適用日を削除するガイダンスが設けられる。また、本 ASU により、非公開会社は、各 ASU が定める代替的な会計処理に移行する場合に、「会計上の変更及び誤謬の修正 (Topic 250)」に基づいて求められる、より望ましい会計処理であるかどうかの評価 (preferability assessment) が免除される。

本 ASU は即時に発効する。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2016-04 号を公表 (2016 年 3 月)

FASB は 2016 年 3 月 8 日に発生問題専門委員会 (EITF) の合意に基づき、ASU 第 2016-04 号「負債—負債の消滅 (Subtopic 405-20) : 特定の前払いの価値蓄積型商品の未使用分の認識」を公表した。

本 ASU は、前払いされたギフトカード、テレホンカード、トラベラーズチェックなど特定の前払いの価値蓄積型商品 (Prepaid stored-value products) が対象となる。前払商品は、商品、サービスの支払いに充当可能な貨幣価値を有しており、物理的又は電子的な形式で発行される商品である。こうした前払商品は現金に換金可能であり、企業が前払商品を顧客に発行した場合は顧客に財やサービスを購入する能力を提供する履行義務を負うため、企業は負債を認識する。通常は、こうした負債は決済を通じて消滅するが、場合によっては前払商品の全部又は一部分が永遠に未使用 (非行使) のままとなることがある。

本 ASU が対象とする前払商品の発行に係る負債は金融負債として取り扱われるが、未使用残高の会計処理については「顧客との契約から

生じる収益 (Topic 606)」のガイダンスと整合する狭い範囲の例外規定が追加される。

ただし、次のいずれかの要件に合致する場合は、当該例外規定の対象から除かれ、通常の金融負債として会計処理される。

1. 未請求資産に関する法律 (unclaimed property laws) に基づき、未行使残高が返金されなければならない前払商品に係る負債
2. 顧客の預金口座のように分別管理された口座に紐づけられている前払商品に係る負債

本 ASU は、公開企業、特定の非営利企業及び特定の従業員給付制度には 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。それ以外の企業には 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。早期適用は、期中期間への適用を含めて認められる。

企業は、本 ASU を、発効日が含まれる事業年度の利益剰余金の期首残高への累積的影響の調整として修正する修正遡及アプローチにより

適用するか、表示されるすべての期に遡及適用するかを選択することが認められている。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2016-05 号を公表 (2016 年 3 月)

FASB は 2016 年 3 月 10 日に EITF の合意に基づき、ASU 第 2016-05 号「デリバティブとヘッジ (Topic 815) : デリバティブの契約更改の既存のヘッジ会計上の関係への影響」を公表した。

本 ASU により、Topic 815 に基づくヘッジ会計のうち、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の契約相手を変更された場合の取扱いが明確化される。デリバティブ取引では「契約更改」とは、デリバティブ契約の相手方が、ある相手から別の相手に置き換わることを指す。実務上、デリバティブの契約更改は、金融機関の合併、内部取引における変更、企業のデリバティブ業務からの撤退、企業の内部与信管理、法律又は規制当局の要請など様々な理由から生じ得る。

従前の米国基準では、ヘッジ会計に関するデリバティブ取引の契約更改が生じた場合の取扱いについて明確にされていないため、実務上の取扱いに不整合が生じていた。

本 ASU により、ヘッジ手段として指定されているデリバティブ取引の契約相手を変更されても、ASC815-20-35-14 項から 815-20-35-18 項を含むその他のヘッジ会計の要件のすべてを満たしていれば、ヘッジ指定は取り消されずに

引き続きヘッジ会計が適用されることが明確化される。

本 ASU は、公開企業には 2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。それ以外の企業には、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。早期適用は、期中期間への適用を含めて認められる。

企業は、本 ASU の適用を、将来に向かって適用するか、修正遡及アプローチにより適用するかを選択することが認められる。

将来に向かって適用する場合には、発効日以降にデリバティブ取引の契約更改が生じたすべてのヘッジ会計取引が対象となる。

修正遡及アプローチにより適用する場合には、①デリバティブ取引は表示される期に存在している、②もともとヘッジ会計のヘッジ手段として指定されている、③契約更改だけが生じている、という要件をすべて満たす必要がある。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2016-06 号を公表 (2016 年 3 月)

FASB は 2016 年 3 月 14 日に EITF の合意に基づき、ASU 第 2016-06 号「デリバティブとヘッジ (Topic 815) : 負債性金融商品の条件付プット・オプション及びコール・オプション」

を公表した。

本 ASU は、ホスト契約とデリバティブ (組込デリバティブ) に区分されるハイブリッド金融商品のうち、コール・オプション及びプット・オプション及びコール・オプション

ット・オプションが組み込まれた負債性金融商品が対象になる。本 ASU により、債券の元本の返済を繰り上げることができる条件付プット・オプション及び条件付コール・オプションが組み込まれている負債性金融商品が、区分処理の条件に合致するかを評価するガイダンスが明確化される。

現行の米国基準では、ハイブリッド金融商品が特定の条件を満たした場合、組込デリバティブをホスト契約から区分し、デリバティブとして会計処理することを要求している。組込デリバティブの経済的特性及びリスクが、ホスト契約の経済的特性及びリスクと明らかに密接に関連していないことは、区分処理の条件の 1 つとなる。現行基準のガイダンスには、条件付プット・オプション及びコール・オプションが金利リスク又は信用リスクだけを参照指標にしている場合は、明らかに密接に関連すると考えられると記載されている。また、デリバティブ適用グループ (DIG) は、組込デリバティブの経済的特性及びリスクがホスト契約の経済的特性及びリスクと明らかに密接に関連しているかを判定するため、すべてのプット・オプション及びコール・オプションに適用可能な 4 段階による判定法によるガイダンスを出している。具体的には、①ある指数の変化に基づき支払額が調整されるか、②支払いは金利リスク又は信用リスク以外の参照指標をインデックスにしているか、③債務が相当程度のプレミアム又はディスカウントを含むか、④元本の返済を繰り上げることができるプット・オプション又はコール・オプションは条件付で行使可能か、という点により評価される。

本 ASU により、組み込まれたプット・オプション及びコール・オプションの評価は、4 段階判定法に準拠してだけ行うことが明確化される。したがって、企業は、プット・オプション及びコール・オプションが条件付で行使可能である場合に、プット・オプション又はコール・オプションを行使する要件となるイベントが金利リスク又は信用リスクに関連しているかどうかの評価が必要なくなる。

本 ASU は、公開企業には、2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。それ以外の企業には、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。早期適用は、期中期間への適用を含めて認められる。

本 ASU は、適用初年度の期首に存在する負債性金融商品を対象に修正遡及適用される。企業は、本 ASU により負債性金融商品が区分処理の要件に該当しなくなった場合、次の取扱いを選択できる。

- 1) 償却原価による負債性金融商品 (組込デリバティブとホスト契約を合算した金額を、適用日時点の帳簿価額とする)
- 2) 純損益を通じて公正価値の変動を認識する負債性金融商品 (適用初年度の期首時点における選択)。なお、適用日までの公正価値の変動は、累積的影響額の調整として期首利益剰余金に認識する。この処理は個別の金融商品ごとに選択が可能である。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2016-07 号を公表 (2016 年 3 月)

FASB は 2016 年 3 月 15 日に簡素化に関する

取組みの一環として、ASU 第 2016-07 号「投

資—持分法とジョイント・ベンチャー（Topic 323）：持分法の会計処理への移行の簡素化」を公表した。

本 ASU は、所有水準の増加又は影響力の増加に伴い持分法の会計処理が適用されるようになる投資を有するすべての企業が対象になる。

従前の米国基準では、投資者は、所有水準の増加又は影響力の増加に伴い持分法の会計処理が適用されるようになった場合、段階法により投資持分、投資先の経営成績と利益剰余金をあたかも過去から持分法が適用されていたかのように遡及修正することが要求される。

本 ASU により、この要求事項が削除される。持分法の投資者は、投資先の追加持分の取得費用を従来から保有する持分の費用に合算し、持分法が適用される時点で持分法の会計処理を適

用することが要求される。持分法の会計処理の適用に伴う遡及修正は要求されない。また、本 ASU は、持分法の会計処理が適用になる売却可能投資持分証券を有する場合、投資者に対し、持分法の会計処理が適用される日に未実現損益をその他包括利益累計額から純利益に振り替えることを要求している。

本 ASU は、すべての企業に対して、2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。早期適用は認められる。

本 ASU は将来に向かって適用され、移行に伴う開示は要求されない。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧ができる。

FASB、ASU 第 2016-08 号を公表（2016 年 3 月）

FASB は 2016 年 3 月 17 日に収益認識に係る共同移行リソース・グループ（TRG）における議論を踏まえ、ASU 第 2016-08 号「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：本人か代理人かの検討（収益の総額表示か純額表示か）」を公表した。

本 ASU は、Topic 606 の 5 ステップによるコア原則を変更するものではなく、本人か代理人かの検討に関するガイダンスの明確化を目的としている。

新収益認識基準では、企業は、顧客への財又はサービスの提供を行う時に他の当事者が関与する場合は、その約束の性質が当該財又はサービス自体を提供することである（企業は本人となる）か、他の当事者がそれらの財又はサービスを提供するための手配を行うことである（企業は代理人となる）かを定めることが要求されている。本人である企業が履行義務を充足した

場合、企業は収益を顧客に移転した当該財又はサービスの交換で権利を得ると見込んでいる対価の総額で認識する。一方、代理人である企業が履行義務を充足した場合、企業は収益を他の当事者が提供する当該財又はサービスの手配との交換で権利を得ると見込んでいる手数料又はコミッション額で認識する。

本 ASU は、次の点を明確化することにより、本人か代理人かを検討する適用ガイダンスの運用と理解の向上を意図している。あわせて、支配の評価に関する設例も修正及び追加されている。

1. 企業は、顧客に約束した財又はサービスについてそれぞれ別個に本人か代理人かを決定する。（判定単位の識別）
2. 企業は、財又はサービスの性質をそれぞれ別個に決定する。（性質の識別）
3. 他の当事者が顧客に財又はサービスを提供

に關与する場合に、本人である企業が獲得する支配の定義を明確化する。

4. 支配の評価に関するガイダンスの修正及び追加。

本 ASU の発効日及び移行措置は、Topic 606 の発効日及び移行措置と同じものになる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2016-09 号を公表（2016 年 3 月）

FASB は 2016 年 3 月 30 日に簡素化に関する取組みの一環として、ASU 第 2016-09 号「報酬—株式報酬（Topic 718）：従業員株式報酬制度の会計処理の改善」を公表した。

本 ASU は、従業員に株式報酬報奨を付与している全ての企業が対象になる。本 ASU により、現行の米国基準の取扱いは次のとおりで簡素化される。

現行の米国基準における取扱い	本 ASU による改訂
① 法人税の会計処理	
企業は、各報奨について、税務申告で損金算入できる報酬費用と、財務報告目的で認識した報酬費用の差を税務上の超過便益（excess tax benefit）と未払税金のいずれとして処理するか決めなければならない。税務上の超過便益は、資本剰余金として認識される。未払税金は、税務上の超過便益の累計額と相殺されるか又は損益で認識される。税務上の超過便益は、控除により未払税金が削減されるまで認識されない。	全ての税務上の超過便益と未払税金（株式報酬報奨の配当に係る税務上の便益を含む）は、法人税等費用として損益で認識されなければならない。報奨の権利行使又は権利確定による税効果は、発生した報告期間の個別項目として扱わなければならない。 企業は、当期の未払税金を削減することになるかどうかにかかわらず、税務上の超過便益を認識しなければならない。
② キャッシュ・フロー計算書における税務上の超過便益の分類	
税務上の超過便益は、他の法人税から生じるキャッシュ・フローと区分し、財務活動に分類しなければならない。	税務上の超過便益は、他の法人税から生じるキャッシュ・フローと同様に営業活動に分類されなければならない。
③ 失効	
報酬費用は、権利確定が見込まれる報奨の数に基づいて繰り延べられる。	企業は、権利確定が見込まれる報酬の数を見積る（現行基準）か、失効が生じた時点で会計処理するかを会計方針として選択できる。
④ 法定源泉徴収税の最低要求額	
企業が、従業員の法定源泉徴収税の最低要求額を超える額を源泉徴収する場合は、報奨は負債に分類される。	企業が、各法域における従業員の法定所得税率を超える額を源泉徴収する場合は、報奨は負債に分類することが認められる。（資本に分類される閾値の変化）
⑤ キャッシュ・フロー計算書における、雇用主が源泉徴収税目的で株式を源泉徴収する場合の支払源泉徴収税の分類	

源泉徴収税目的で直接株式を源泉徴収した場合に、雇用主が税務当局に支払った現金の区分に関するガイダンスがない。	源泉徴収税目的で直接株式を源泉徴収した場合に、雇用主が税務当局に支払った現金は、財務活動に分類されなければならない。
⑥ 実務上の便法—予想期間	
企業は、オプションが行使されるまでの予想期間を見積らなければならない。	非上場企業は、業績条件又は勤務条件を有する報奨の行使までの期間の見積りに、実務上の便法を選択することができる。
⑦ 本源的価値	
非上場企業は、Topic 718 の初度適用時に、すべての負債に区分される報奨の測定を、公正価値から本源的価値に任意に変更することが認められている。しかし、非上場企業の一部は、この会計上の選択に気付いていない。	非上場企業は、すべての負債に区分される報奨の測定を、公正価値から本源的価値に切り替えることが、1 度だけ選択できる。

本 ASU は、公開企業には、2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間から適用される。その他の企業体には、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度の期中期間から適用される。早期適用は認められるが、企業が期中期間に早期適用をした場合、当該期中期間が含まれる事業年度の期首残高に対して調整を行わなければならない。

本 ASU における改訂のうち、税務上の超過便益の認識時期、法定源泉徴収税の最低要求額、失効、本源的価値に関しては、適用初年度の期首の資本の部への累積的影響の調整として

修正する修正遡及アプローチとして適用される。また、キャッシュ・フロー計算書における雇用主が源泉徴収税目的で株式を源泉徴収する場合の支払源泉徴収税の分類については、遡及適用される。税務上の超過便益、未払税金の認識及び予想期間に関する実務上の便法については、将来に向かって適用される。キャッシュ・フロー計算書における税務上の超過便益の表示に関する改訂に関しては、将来に向かって適用するか遡及して適用するかを選択することができる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見覧ができる。

FASB、ASU 第 2016-10 号を公表（2016 年 4 月）

FASB は 2016 年 4 月 14 日に、ASU 第 2016-10 号「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：履行義務の識別及びライセンス供与」を公表した。

本 ASU は、Topic 606 の 5 ステップによるコア原則を変更するものではなく、履行義務の

識別及びライセンス供与に関して、次のガイダンスの追加又は修正による明確化を目的としている。

履行義務の識別

- 企業が、顧客との契約の中で重要性がない財又はサービスの識別は要求されないことを明

確化する。

- 企業が、顧客に支配が移転した後に生じた出荷活動を新たな履行義務ではなく履行義務を充足する活動として会計処理することを、会計方針の選択として認める。
- 約束した財又はサービスが別個のものかどうかを判断するためのガイダンスを修正し、「区分して識別可能である」という原則を明確化する。
- 企業が、契約における約束の性質をそれぞれの財又はサービスを移転するものなのか、混在したアイテム（約束した財及び/又はサービスがインプットとなる）を移転するものなのかを判断する点を強調する。

知的財産ライセンスの供与

- ライセンスの性質（機能的な知的財産か又は

象徴的な知的財産か）により、知的財産にアクセスする権利（履行義務を一定期間にわたり充足）と、知的財産を使用する権利（履行義務を一時点で充足）を判断するガイダンスを明確化する。

- 独立した履行義務ではないライセンスの性質を評価することを明確化する。
- 売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定の適用範囲を明確化する。
- ライセンス契約における期間、地域、使用に関する契約上の制限が、約束した財又はサービスの識別に影響を与えないことを明確化する。

本 ASU の発効及び移行措置は、Topic 606 の発効日及び移行措置と同じものになる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 案「テクニカルな修正及び改善」を公表（2016 年 4 月）

FASB は 2016 年 4 月 21 日に、ASU 案「テクニカルな修正及び改善」を公表した。

本 ASU 案は、ASC の明確化及び小規模な改善、ガイダンスの意図せぬ適用の修正を目的に提案されており、現行会計実務への重大な影響を及ぼすことや多くの企業に対して重大な管理上のコストを引き起こすことは意図していない。幅広い ASC が対象となるが、個々の提案は、概して次のいずれかの修正理由である。

1. ASC と、元となる財務会計基準書や EITF のガイダンスとの差異に基づく訂正
2. ガイダンスの明確化及び参照先の修正
3. 簡素化
4. 小規模な改善

本 ASU 案では、以下の関連する ASC について、用語の統一又は特定のガイダンスを明確化するための修正を提案している。

(1) 用語の統一、削除

- 「報酬—退職給付（subtopic 715-30）：確定給付制度」、「報酬—退職給付（subtopic 715-60）：その他の退職後給付」及び「金融サービス—保険（Topic 944）」で使用される用語を“participating insurance”に統一
- 「金融商品（Topic 825）」及び「金融サービス—保険（Topic 944）」で使用される用語を“reinsurance recoverable”に統一
- 不良債権のリストラクチャリング（troubled debt restructuring）の改訂案に関連し、用語集より“debt”を削除

(2) ガイダンスの修正

- 「有形固定資産—不動産（Subtopic 360-20）」
- 「公正価値測定（Topic 820）」
- 「譲渡とサービシング（Subtopic 860-20）：金融資産の売却」

本 ASU 案の発効日は、FASB が本 ASU 案

へのフィードバックを検討した上で決定される。本 ASU 案へのコメントの締切りは 2016 年 7 月 5 日である。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、キャッシュ・フロー計算書 (Topic 230) に関する ASU 案を公表 (2016 年 4 月)

FASB は 2016 年 4 月 28 日に EITF の合意に基づき、ASU 案「キャッシュ・フロー計算書 (Topic 230)：制約付現金」を公表した。

本 ASU 案は、制約付の現金及び現金同等物を有するすべての企業が対象になる。

本 ASU 案は、企業が、キャッシュ・フロー計算書に「現金、現金同等物、制約付現金及び現金同等物の純増加額」、「期首の現金、現金同等物、制約付現金及び現金同等物残高」及び「期末の現金、現金同等物、制約付現金及び現金同等物残高」を表示することを要求することを提案している。制約付現金及び現金同等物は、現金及び現金同等物の一部として記載される。

現行の米国基準では、制限付現金及び現金同等物についてキャッシュ・フローの分類と増減の表示に関する特定のガイダンスがないため、

実務上、企業によって営業活動、投資活動及び財務活動への分類に不整合が生じていた。また、制約付現金を有する銀行口座の直接の現金の受渡しをキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローと表示するケースがある一方で、当該キャッシュ・フローを非現金投資又は財務活動として表示するケースもあった。

本 ASU 案は、表示されるすべての期に遡及適用することが提案される。

本 ASU 案の発効日及び早期適用の取扱いについては、EITF が本 ASU 案へのフィードバックを検討した後に決定される。本 ASU 案へのコメントの締切りは 2016 年 6 月 27 日である。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。